

連携協力に関する協定書

東北職業能力開発大学校と宮城県栗原市（以下「両者」という。）は、相互の連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が相互の連携と協力により、人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、人材の育成・技術研究の促進及び地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について積極的かつ主体的に連携・協力する。

- （1）人材の育成・技術研究に関すること
- （2）地域産業の活性化に関すること
- （3）その他、両者が協議して必要と認めること

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、両者が知り得た情報については、それぞれの秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得たときは、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、両者のいずれからも異議の申し立てがない場合は、1年ごとに自動更新する。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項については、両者協議の上定めるものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、署名の上各1通を保有する。

平成20年8月20日

東北職業能力開発大学校

校長

太田照和

宮城県栗原市

市長

佐藤勇